

議案第 39 号

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 サービスエリアの位置は、伊賀市柘植町6187番地1とする。

第4条中「施設」を「サービスエリア」に改め、同条第1号中「並びに」を「及び」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第1項中「施設」を「サービスエリア」に改め、同条第2項中「委嘱又は」を「委嘱し、又は」に改め、同条第3項中「この条例」を「前項」に、「任期その他」を「及び任期その他の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする改正規定は、令和5年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。